なお、捕獲等をした鳥獣の放置に関する事項を定める場合においては、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施者は、必要に応じて、専門家の意見を聴取し、放置する区域の土地所有者や管理者等の利害関係人に対しては、あらかじめ放置の内容を説明し、了解を得るとともに、放置した個体による影響をモニタリング等によって把握し、途中で放置に係る問題が生じた場合においては、放置を中止する。また、放置する場合であっても、必要に応じて捕獲個体に関する情報収集に努める。

⑶　夜間銃猟に関する事項（実施する場合に限る。）

夜間銃猟については、捕獲等の対象をはっきりと判別することが困難であり、銃砲の発射により人間の生命、身体又は財産に危害を生ずるおそれがあることから、法第38条第１項に基づき原則禁止されている。このため、指定管理鳥獣捕獲等事業において、都道府県知事が、捕獲等の効率性を向上させるために夜間銃猟が有効であり、かつ、厳格な安全管理が可能と判断した場合に限定して、夜間銃猟を行う。

夜間銃猟を実施しようとする場合は、夜間銃猟に関する事項として、夜間銃猟を実施する必要性、実施日時、実施区域、実施方法、実施者（夜間銃猟を実施する際の安全管理を図るための体制が基準に適合している旨の認定を受けた認定鳥獣捕獲等事業者に限る。）、安全管理体制、住民等の安全管理及び生活環境への配慮事項を定める。

なお、具体的な内容については、法第14条の２第８項第２号に基づき、受託者が、夜間銃猟に関する作業計画を定め、都道府県があらかじめ確認する。

夜間銃猟においても、昼間と同等の安全性を確保することが必要であることや、長期的にみても効果が得られる適切な方法で実施する必要があることに留意して必要な事項を定める。このため、夜間銃猟を実施しようとする場合においては、その必要性を慎重に判断し、専門家や関係者等の意見を踏まえて実施内容等を検討する。

7　指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するための体制として、事業主体（都道府県又は国の機関、直営又は委託等）を定めるとともに、委託する場合は委託先として認定鳥獣捕獲等事業者を選定する等、適正かつ効果的に当該事業を実施できる者が捕獲等を実施する体制を定める。また、指定管理鳥獣捕獲等事業を適切に進めるため、関係市町村との連携を図りつつ、捕獲等の実施、結果の把握及び評価並びに計画の改善を実施し得る体制を整備するとともに、必要に応じて大学・研究機関及び鳥獣の研究者との連携により、科学的・計画的な事業の実施に努め、その体制を定める。

8　住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

住民（実施区域内で業務を行う者や山菜取り、登山、観光等で立ち入る者を含む。）の安全の確保又は指定区域の静穏の保持のために必要な事項を定める。

住民の安全を確保するために必要な事項については、都道府県又は都道府県が市町村を通じて実施すべき安全確保のための方策として、例えば、指定管理鳥獣捕獲等事業実施に関する住民や関係者への周知、また、指定管理鳥獣捕獲等事業の受託者による安全確保のための方策として、銃猟実施時の立入規制措置やその監視方法、わな及び網設置時の注意喚起看板の掲示等を定める。

9　その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な安全管理や法令遵守、地域社会への配慮その他の事項を定める。

⑴　被害防止計画に基づく施策との連携

鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画が定められている市町村の区域において指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合には、相互に連携を図りながら当該事業を円滑かつ効果的に実施する。

⑵　指定管理鳥獣捕獲等事業において遵守しなければならない事項

指定管理鳥獣捕獲等事業において確実に遵守しなければならない事項があれば定める。例えば、連絡用無線機やドッグマーカー等の使用に係る電波法令の遵守等が挙げられる。

⑶　指定管理鳥獣捕獲等事業において配慮すべき事項

指定管理鳥獣捕獲等事業において配慮すべき事項があれば定める。例えば、猟犬を使用する際には訓練を確実に行い、住民等に危害を及ぼすことのないようにするとともに、必ず猟犬が使用者の元に戻ってくるように訓練して確実な回収に努めることが挙げられる。

さらに、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域と水鳥又は希少猛禽類の生息地が重複していて、科学的な知見から、野鳥の鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域における事業の実施にあっては、非鉛製銃弾を使用する、又は捕獲個体の搬出の徹底を指導する。また、捕獲に従事する者に対して、錯誤捕獲の実態（種類、数、時期、錯誤捕獲された様態及び捕獲後の処置）を可能な範囲で報告させ、わなの技術の改良を図る。

⑷　地域社会への配慮

地域社会に配慮すべき事項があれば定める。指定管理鳥獣捕獲等事業を実施していく上では地域社会の理解や協力が不可欠であることから、実施区域、実施日時、実施方法等について、地域社会とのあつれきが生じないよう配慮するとともに、鳥獣管理の意義や捕獲等の必要性とその科学的根拠について普及啓発し、理解を得るよう努める。

第三　指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成及び実行手続

安全かつ効率的な指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するため、次の手順で指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成し実行する。

1　関係地方公共団体との協議

法第14条の２第４項において準用する第７条第７項に規定する関係地方公共団体との協議については、第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成に向け、関係地方公共団体の連携を図るため、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域に係る市町村と協議する。また、指定管理鳥獣の管理においては、当該指定管理鳥獣の地域個体群が分布する都道府県は、必要に応じて、広域協議会を設置し、又は隣接する都道府県等と協議する。

また、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に夜間銃猟の実施を含む場合においては、住民等の生活の安全を確保する観点から、あらかじめ都道府県公安委員会と協議する。

2　利害関係人の意見の聴取

法第14条の２第４項において準用する第７条第５項に規定する利害関係人の意見聴取については、実施区域における事業の実施について合意を得る観点から、地域の実情に応じて、実施区域に係る土地所有者や管理者等の関係機関並びに団体等から利害関係人が選定されるよう留意する。また、対象区域及びその周辺に住宅を含む場合においては、地域の代表者等の合意を得るものとし、特に夜間銃猟を行う場合等においてはその他の住民等の意見の聴取にも努める。なお、実施区域に国立公園等を含む場合においては管轄する地方環境事務所等が、国有林野を含む場合においては森林管理局等が利害関係人に含まれることに留意すること。

なお、国の機関は、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施を想定する場合においては、あらかじめ都道府県知事と情報の共有を行う。また、都道府県は、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成段階において、当該の国の機関に意見聴取を行う。

3　指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の決定及び公表・報告

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画が決定された後は、速やかに公表するよう努めるとともに、法第14条の２第４項において準用する第４条第５項に基づき環境大臣に報告する。